

議案第六十九号

旧港区住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年九月九日

提出者 港区長 武井雅昭

旧港区住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

港区住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例（平成二十七年港区条例第四十号）付則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧港区住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成十八年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

（説明）

自動交付機カードの交付の終了及び証明書自動交付機による証明書の交付の終了に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。